## お 知 ら せ

国土交通大臣

道路事業三・二・一四号高出吉田線(国道一九号)について、事業承認及び手続き保都市計画法第六十二条第一項の規定により、令和六年三月二十九日付で塩尻都市計画 留の告示があったので、 都市計画法第六十六条の規定に基づき、 次のとおりお知らせ

都市計画事業の種類及び名称 塩尻都市計画道路事業三・二・

一四号高出吉田線 (国道十九号)

= 施行者の名称

国土交通大臣

Ξ

務所の所在地 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 長野県長野市鶴賀字中堰一四五

四 事 業地の所在

ア

- 並びに大字広丘堅石字桔梗ヶ原並びに大字広丘野村字桔梗ヶ原 字湯ノ木、字九里幅、 字桔梗ヶ原、字郷原道、字下郷原道、長野県塩尻市大字広丘高出字和手、字 及び字観音堂地内 収用の部分 字角前、 字山ノ神、 字上村、字渋沢、 字桔梗原、 字西原、 字下江原道及び字西原展沢、字下桔梗ヶ原、字 字山道、 字金塚、 字桔梗原、 字西村、 字 小 ハバ
- 1 使用の部分

※下記図面において、 続きを保留している土地になります。 黒色の斜線をもって表示している部分は、 収用又は使用の手

塩尻市

建築物や工作物の建設、 令和六年三月二十九日以後は事業地内の土地建物等につい は塩尻市長の許可が必要となります。建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は

て、

土地の形質の変更

長野県知事もし

五

建築等の制限について

施行者公告の翌日から十日を経過した以後に土地建物等を有償で譲渡する場合には 土地建物の売買の制限

六

また、その届け出後三十日以内は売買が行えない等都市計画法上の制限があります事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出てください。

ので留意してください

七

に対し、当該土地を時価で買い取るよう請求することができます。手続きが保留されている区間の土地所有者の方は、都市計画法の規定により、土地の買取請求について 施行者

については、左記連絡先にパンフレッその他ご不明な点や詳細については、なお、この事業に関する関係図面は、 ツ 左記連絡先へおたずねください。 塩尻市建設部都市計画課で閲覧ができます。 ト等を用意 してい ますので参考にしてください。 また、 用地補償

広丘高出

事業計画に関すること 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所計画課

用地補償に関すること 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所用地第一課 으六 (二六四) (二六四) 七〇〇三 七〇〇九

一般国道19

凡 例 収用の部分 保留の部分 都市計画線 広丘堅石 一般国道 19 年 広丘高出 広丘野村 2 • 1 4 号高出吉田線(国道19号) 塩尻都市計画道路事業3 延長 3, 215m 30.00m 幅員 事業承認区間